

他自治体からの派遣職員の取扱いに関する要望

要望の要旨

復興業務の加速化には、地方自治法に基づく他団体からの長期派遣職員が即戦力として最も重要であり、必要不可欠であります。

震災から8年が経過し、職員派遣の継続が困難となる状況が見込まれることから、残りの復興事業を復興期間内に終結させるため、継続した職員派遣について国からの働きかけを要望します。

また、復興期間終了後も震災復興に係るソフト事業は継続していかなければならないことから、復興期間終了後の数年間の任期付職員等の財政支援について要望します。

要望の理由

本市の復興事業は、令和元年度及び2年度が最大の山場であります。これまで可能な限り、復興業務への職員のソフト配置を行っているほか、退職者の完全補充を含め、新規採用職員の増員、社会人経験者の採用、任期付職員の増員、職員の再任用、自治体OB職員や民間企業等派遣職員

の積極的な受入れを懸命に行ってまいりましたが、平成31年4月1日現在で、361人の必要人数に対し23人が確保できておらず、いまだ必要人数を充足する見込みが立たない状況であります。

今後、道路・橋りょうの復旧事業や下水道整備事業をはじめとする復興事業は目白押しであり、復興事業を加速させるためには人材確保が緊要となっております。全国からの継続的な支援、さらには復興事業の業務量及び進捗状況に応じた支援の強化、具体的には復興業務に係る人材の総合調整について要望します。

また、復興期間終了後は復興公営住宅入居者への心身のケアや新しい地域コミュニティの醸成等、ソフト事業は継続して行う必要があります、そのため、任期付職員等を継続して雇用しなければならないことから、復興期間終了後の数年間の人件費に係る財政支援について要望します。